

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 北九州市環境基本条例

1 背景

本市では、平成8年3月に本市の環境保全行政の具体的な行動計画となる「アジェンダ 21 北九州」を策定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市づくりを進めていくための施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、近年、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題や化学物質による環境汚染など、社会を取り巻く環境問題は多様化し深刻化してきました。

この様な中、本市では、従来の産業型公害、都市・生活型公害等に加え、多様化する環境問題に体系的かつ永続的に取り組んでいくため、今後の本市の環境行政の進むべき方向や市民・事業者・行政の役割などの基本理念を定めた「北九州市環境基本条例」を制定し、平成13年1月1日に施行しました。

条例には、公害克服の経験を生かした環境国際協力や環境産業の振興などの本市の特徴的な取組のほか、化学物質対策や自動車公害対策などの市民に身近な環境保全対策、環境教育・学習の推進など市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進させるための規定などを設けています。

2 基本理念

- ① 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の構築による次世代への良好な環境の継承
- ② 安全で快適な生活環境の確保
- ③ 豊かな自然環境の保全
- ④ 地球環境保全のための取組の推進
- ⑤ アジア等の海外の地域との環境国際協力
- ⑥ 市民・事業者・行政の役割

3 環境保全の総合的推進のための施策

環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画（環境基本計画）を定めるとともに、具体的な施策の制定・実施にあたっては、この基本計画と整合していなければならないことを規定しています。

なお、当面の間は、平成8年に策定した「アジェンダ 21 北九州」を環境基本計画として位置付けています。

4 環境保全の個別分野における施策

廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの促進や環境国際協力の推進、自動車公害問題や化学物質による環境汚染への対応など、本市が重点的に取り組まなければならない環境保全に関する個別分野の基本的施策を規定しています。

5 市民及び事業者の環境保全活動の促進

市民や事業者が取り組まなければならない環境の保全に関する活動について、本市が促進を図るよう必

けた具体的な行動や施策を総合的に推進していくもので、今後の環境施策の基本となる計画です。

(1) 基本理念

「北九州市ルネッサンス構想」を環境面から推進していくために、「持続可能な発展」をキーコンセプトにして、次の三つの基本理念を掲げています。

- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の構築
- 都市・生活型公害の克服と快適環境の創造
- 環境国際協力の推進

(2) 計画期間

平成7年度～平成17年度

(3) 基本的方向

三つの基本理念を実現するために、次の五つの基本的方向を定めています。

- I 環境との共生による地域発展が図られるまち
- II 環境に配慮された地域社会や市民生活が形成されるまち
- III 公害のない、健康で快適な生活環境が確保されるまち
- IV 恵み豊かな自然が保全され、自然とのふれあいが確保されるまち
- V 地球環境保全で世界に貢献するまち

3 課題と今後の取組

「アジェンダ 21 北九州」では、5つの基本的方向に沿って、市民・事業者・行政などが公平な役割分担のもとに、20の行動方針に掲げた取組を自主的・積極的に行うこととしています。

このため、市民・事業者・行政などが果たすべき役割を定め、それぞれが連携・協力して、地球環境保全に配慮した快適な環境都市づくりを目指していきます。

